



熊本県公報

第12785号
平成30年12月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険付保義務の消滅（大道加入区）……………（団体支援課） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 1
- 都市計画法第34条第11号の規定に基づく区域指定……………（建築課） 1
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 2
- 道路の供用開始……………（ // ） 2
- 道路の供用開始……………（ // ） 3
- 道路の区域変更……………（ // ） 4
- 道路の区域変更……………（ // ） 4
- 洪水浸水想定区域の指定……………（河川課） 4
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 4

公 告

- 熊本都市計画地区計画（益城町広崎地区計画）の決定……………（都市計画課） 5
- 道路の位置の指定……………（建築課） 5
- 道路の位置の指定……………（ // ） 5
- くまもと県税システムハード等更改対応作業及びWindows 8.1対応改修業務の随意契約に係る落札者の決定……………（税務課） 5
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 6

登 載 依 頼

- 平成30年度第1回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催……………（天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会） 6
- 平成30年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催……………（熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会） 6

告 示

熊本県告示第1063号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年12月19日熊本県告示第1189号で公示した大道加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年12月18日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1064号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
NPO法人であいの樹	訪問介護であいの樹	八代市麦島西町 壺四6番地	平成30年 12月11 日	訪問介護

熊本県告示第1065号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年熊本県条例第31号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34

条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 区域の名称
合志市野々島地区
- (2) 区域の範囲
合志市野々島の一部（次の図において青太線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び熊本県県北広域本部土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成30年12月11日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築住宅局建築課及び熊本県県北広域本部土木部並びに合志市都市計画課
- 2 (1) 区域の名称
合志市中央地区
- (2) 区域の範囲
合志市御代志の一部、合生の一部、須屋の一部、野々島の一部、栄の一部及び豊岡の一部（次の図において青太線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び熊本県県北広域本部土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成30年12月11日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築住宅局建築課及び熊本県県北広域本部土木部並びに合志市都市計画課

熊本県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡甲佐町大字西寒野字鹿生田 1068番地先から 同所 1068番地先まで	22.5	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字滝尾字横野 692番11地先から 同所 692番9地先まで	58.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字堅津山 3357番2地先から 同所 3357番8地先まで	15.6	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂 1513番1地先から 同所 1513番1地先まで	43.3	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂 1528番11地先から 同所 1566番1地先まで	40.4	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字追 込 55番4地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字山 田 147番57地先まで	前	8.3 ～ 33.5	291.0	防交安 (橋梁 補修)
			後	10.5 ～ 64.3		

2 区域を変更する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣 線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字 一渡 1235番1地先から 球磨郡球磨村大字一勝地乙字 獄本 1278番1地先まで	前	4.6 ～ 9.6	67.5	防交安 (仮設 道設置)
			後	6.7 ～ 22.7		

2 区域を変更する期日 平成30年12月21日

熊本県告示第1073号

次の河川に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨及び計画規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項の規定により、公表する。

その関係図面は、熊本県土木部河川港湾局河川課、当該河川を管理する関係広域本部及び関係地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

河川名

- 1 一級河川球磨川水系 万江川
- 2 一級河川球磨川水系 胸川
- 3 一級河川球磨川水系 川辺川
- 4 一級河川球磨川水系 湯山川
- 5 一級河川菊池川水系 菊池川
- 6 一級河川菊池川水系 繫根本川
- 7 一級河川菊池川水系 木葉川
- 8 一級河川菊池川水系 和仁川
- 9 一級河川菊池川水系 岩野川
- 10 一級河川菊池川水系 合志川
- 11 一級河川菊池川水系 河原川

熊本県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市栄字上生道 3416番1地先から 合志市合生字東沖野 4043番3地先まで	1190.0	活力創出 基盤

2 供用を開始する期日 平成30年12月23日

公 告

熊本県公告第780号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町広崎地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第781号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市鍋田178番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社Lib Work
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字高畑227番1及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.02メートルから4.14メートルまで
- 5 道路の延長 64.97メートル
- 6 指定年月日 平成30年11月29日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第299号

熊本県公告第782号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区下江津五丁目13番12号
- 2 築造者の氏名 株式会社熊本不動産ネット
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字木倉字山王原1105番1及び1110番3の一部
- 4 道路の幅員 4.02メートルから5.01メートルまで
- 5 道路の延長 57.23メートル
- 6 指定年月日 平成30年12月3日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第265号

熊本県公告第783号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
くまもと県税システムハード等更改対応作業及びWindows 8・1対応改修業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年10月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

- 住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る金額
91,108,800円（うち消費税及び地方消費税の額6,748,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第11条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第784号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社しぶや	球磨郡湯前町下里	球磨郡湯前町字水堀270番ほか12筆

2 認可年月日

平成30年12月14日

登載依頼

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成30年度第1回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成30年12月21日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成31年1月8日（火）午後2時から

2 開催場所

熊本県天草総合庁舎 会議棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）

3 議題

- (1) 救急告示医療機関の更新について
- (2) 天草地域災害保健医療対策会議の設置について
- (3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県天草保健所総務企画課内 電話 0969-23-0172)

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成30年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成30年12月21日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成31年1月29日（火）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館8階 801会議室

3 議題

- (1) 協議事項
ア 救急告示医療機関の認定

- イ 平成31年度病院群輪番制の実施
- (2) 報告事項
 - ア 各消防本部(局)の救急活動状況
 - イ 熊本地震後の熊本中央医療圏における救急搬送状況調査結果
 - ウ 小児・救急医療に関する広報の実施
 - エ 新熊本市市民病院における救急医療体制
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2246)